（令和９年度用）　　チェックリスト

内容を確認のうえ、ご署名ください。

確　認　項　目		
申込	1	「保育施設入所申込のてびき～教育・保育給付認定（２・３号）手続きのご案内～」はお読みになりましたか。（申込前に必ずお読みください）
	2	施設ごとに保育の方針や特色、預かり時間（延長・土曜保育等）、諸費用、アレルギー対応の可否などが異なります。申込の際は、可能な範囲で事前に施設へ連絡し、お子さんと一緒に見学をしたうえで希望施設を決めてください。
	3	延長保育・土曜保育は、施設の状況によりご希望どおり利用できない場合がありますので、事前にご確認ください。また、休日保育については、実施している保育施設へ直接ご相談ください。
	4	入所申込後に入所希望がなくなった場合、速やかに子ども入園課へ電話連絡のうえ「入所取下届」を提出してください。
	5	入所希望月に入所できなかった場合、申込書は令和10年３月入所の利用調整（入所選考）まで有効です。それまでに入所に至らず、令和10年４月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度申込が必要となります。
	6	令和９年４月入所申込の受付期間内に教育・保育給付認定申請と保育施設入所申込をした方については、令和９年２月中旬までに利用調整結果通知書と教育・保育給付認定に係る通知書を併せて送付します。令和９年５月以降の入所申込をした方については、入所希望月の前月末までに同様の通知書を併せて送付します。
利用調整	7	入所申込書裏面の「申込児童の現況・健康状態等」欄には、発育状況や検診での指摘事項、医療的ケアの必要性などをできるだけ詳しくご記入ください。この情報は、施設での受け入れ調整の際に必要となります。
	8	入所申込手続きに際しては、入所希望月の締切までに、提出書類が揃っているか確認をお願いします。書類が不足している場合は、速やかに追加提出をお願いします。保育を必要とする事由に関する書類が未提出の場合や就労時間が月64時間に達しない場合は、求職活動中として利用調整を行います。
	9	就労予定・就学予定で申込された場合は、就労等の開始後に必要書類の提出をお願いします。提出がない場合は「予定」のまま利用調整を行うこととなります。
	10	利用調整の時点で、過去の保育料が滞納となっている場合、入所選考で不利となります。
	11	利用調整は入所希望月の状況を基準に、保育所等入所選考基準に基づき実施します。申込内容に変更があった場合は、選考に影響するため、就労（予定）先の変更や育児休業からの復帰状況等について、速やかにご連絡ください。また、変更の届け出がないまま事実が判明した場合、状況に応じて内定取消や退所になることがあります。
	12	選考結果については、原則通知発送前の電話・メール・窓口でのお問い合わせにはお答えできません。
内定後	13	入所が内定した施設で、入所月の前月末日までに内定面談を受けられない場合や、内定面談でお子さんの発育状況など入所申込書と異なる点が確認され、施設での安全な受入体制の確保が難しいと判断された場合には、内定が取り消しとなることがあります。
	14	入所内定後に辞退された場合、当該年度中の入所選考が不利になります。また入所辞退の申出は入所月前月の月末までとなります。入所月に入ってから辞退された場合には、１か月分の保育料の支払いが必要です。
保育料	15	保育料は１か月単位での支払いとなり、登園日数にかかわらず日割り計算はできません。月途中で退所された場合でも、１か月分の保育料が必要となります。
	16	保育料を指定の期限内に納付していない場合は、児童手当法の規定に基づき、保護者の同意がなくても、児童手当の支給月が属する年度の保育料を児童手当より差し引くことがあります（特別徴収）。また、児童福祉法の規定に基づき、滞納処分（差押等）を行う場合があります。
入所後	17	入所後は、お子さんが集団生活に適応できるよう、本来の保育時間より短い時間での保育（慣らし保育）を行います。慣らし保育の具体的な期間等については、入所内定後の面接時に保育施設へご相談ください。
	18	求職活動中による保育施設の利用期間は２か月間です。利用期間中に就労を開始できない、または就労先が決まっていないなど、保育を必要とする事由を満たさない場合は利用終了となります。
	19	育児休業中の方は、職場復帰後、必ず期限内に復職証明書をご提出ください。入所月に勤務した実績がない場合（転職・離職・退職等）は、退所となります。なお、復職証明書は復職後に取得し提出してください。
	20	教育・保育給付認定後に内容の変更が生じた場合は、必ず教育・保育給付認定変更申請書と、変更にかかる必要事由の書類を提出してください。
	21	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③入所児童が心身の状況等により集団保育になじまない場合 ④１か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
	22	家庭的保育施設（保育ママ）、小規模保育施設、事業所内保育施設に在園しているお子さんの保護者が、お子さんの卒園後に連携施設以外の保育施設での保育を希望される場合は、利用調整の対象となります。（別途手続きが必要になります。）その際、必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえ、申込ください。
	23	公立認定こども園については、客観的な状況の変化（就労の開始等）がない場合、２号認定への切替えは認められません。このため、１号認定で入所した月に２号認定へ切替えることはできません。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿